



身体の状態にあわせて自宅を改修しよう

住宅改修費支給



要支援 1・2 の人

介護予防住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、18 万円を上限に費用を支給します。



要介護 1～5 の人

住宅改修費支給

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- 段差解消のためのスロープ設置
- 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更



- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- 上記の改修にともなって必要となる工事

※玄関から道路までの通路部分についても住宅改修費の対象となります。

～サービス費用のめやす～

○介護予防住宅改修費支給／住宅改修費支給

内 容	改修費用
住宅改修	上限 20 万円（支給額は 9 割分の 18 万円）で原則として改修は 1 回のみ

事前申請が必要です！

住宅改修費利用の手順

住宅改修をする際は、あらかじめ鳥栖地区広域市町村圏組合に申請書を提出し、審査を受ける事前申請制度が導入されています。

1 住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、医師や心理療法士などのアドバイスを受けながら相談します。

2 住宅改修費支給の申請

鳥栖地区広域市町村圏組合に以下の書類を提出し、支給の申請をします。

<提出書類>

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修前の写真
- 住宅改修が必要な理由書
- 改修予定の図面
- 工事費見積書
- 住宅所有者の承諾書（本人または家族が所有者の場合は不要）



3 施工・完成

4 住宅改修費の支給

工事終了後、以下の書類を鳥栖地区広域市町村圏組合へ提出し、必要と認められた場合、住宅改修費が支給されます。

<提出書類>

- 住宅改修完了届
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 住宅改修後の写真





少しの間、家族の介護の手を休めたい

ショートステイ（短期入所生活介護／短期入所療養介護）

要支援 1・2 の人



介護予防短期入所
生活介護／介護予防
短期入所療養介護

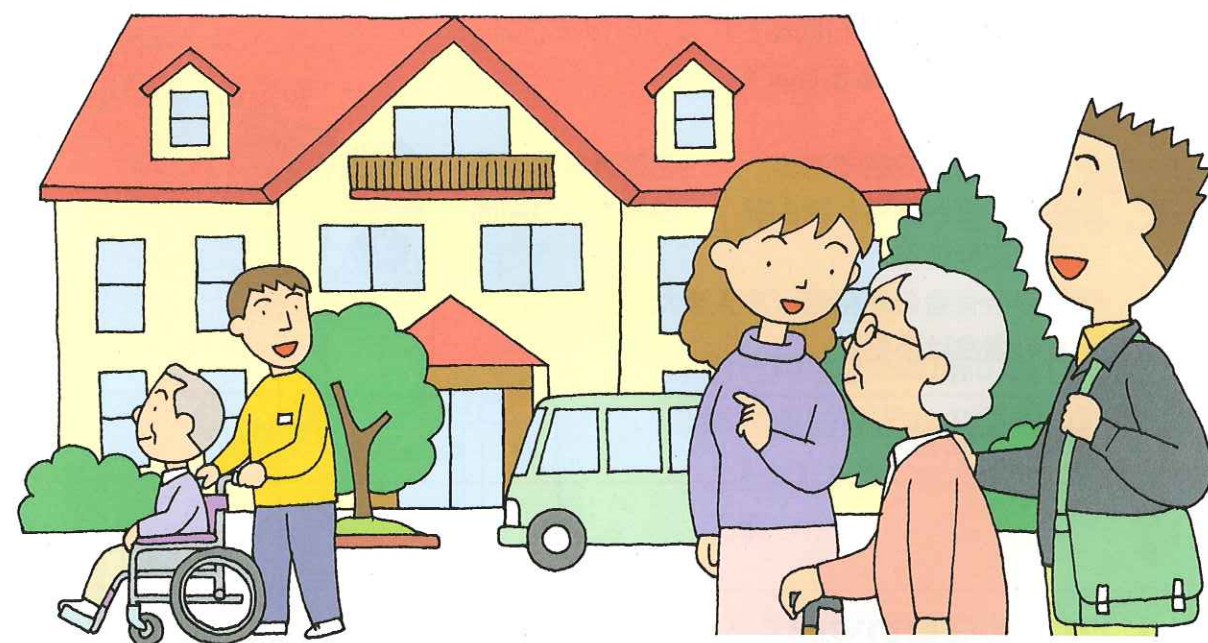
福祉施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要介護 1～5 の人



短期入所生活介護／
短期入所療養介護

福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



～サービス費用のめやす～

○介護予防短期入所生活介護

（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
併設型・多床室 介護老人福祉施設 の利用(1日につき)	要支援 1	5,000 円 (500 円)
	要支援 2	6,190 円 (619 円)

○介護予防短期入所療養介護

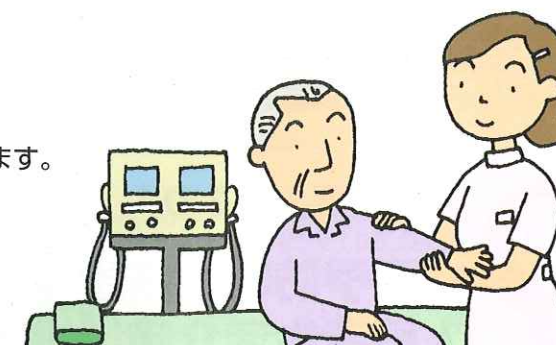
（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
多床室 介護老人保健施設 の利用(1日につき)	要支援 1	6,170 円 (617 円)
	要支援 2	7,710 円 (771 円)

●食事※、入浴、排せつの介助

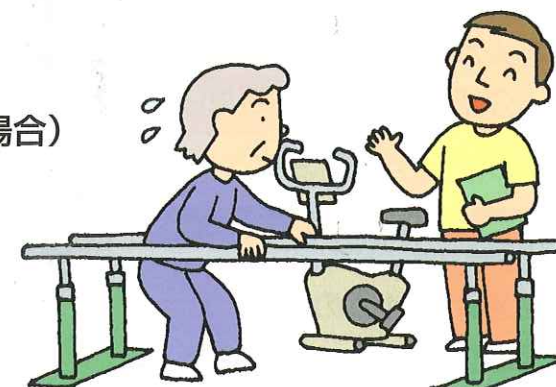
●看護師などによる機能訓練

※食費、滞在費については別途自己負担があります。



●理学療法士などによる機能訓練

●医師の診療（短期入所療養介護の場合）



ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくために利用するサービスです。
利用するには、次の点に注意しましょう。

■ショートステイを連続して利用できる日数は 30 日までとなります。
■連続して 30 日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。

～サービス費用のめやす～

○短期入所生活介護

（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
併設型・多床室 介護老人福祉施設の利用 (1日につき)	要介護 1	6,890 円 (689 円)
	要介護 2	7,600 円 (760 円)
	要介護 3	8,300 円 (830 円)
	要介護 4	9,010 円 (901 円)
	要介護 5	9,710 円 (971 円)

○短期入所療養介護

（ ）内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
多床室 介護老人保健施設の利用 (1日につき)	要介護 1	8,310 円 (831 円)
	要介護 2	8,800 円 (880 円)
	要介護 3	9,330 円 (933 円)
	要介護 4	9,870 円 (987 円)
	要介護 5	10,400 円 (1,040 円)

●難病やがん末期等の要介護者が医療と介護の側面からサービスを利用できる特定短期入所療養介護費が導入されました。



有料老人ホームなどでの介護も介護保険で

特定施設入居者生活介護



要支援 1・2 の人

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練など

定員 30 人以上の特定施設に入居した場合

入居する介護専用型特定施設（有料老人ホーム）が定員 30 人以上の場合、住所地特例が適用されます。これにより、他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けることになります。

～サービス費用のめやす～

○介護予防特定施設入居者生活介護

() 内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
1 日につき	要支援 1	2,140 円 (214 円)
	要支援 2	4,940 円 (494 円)

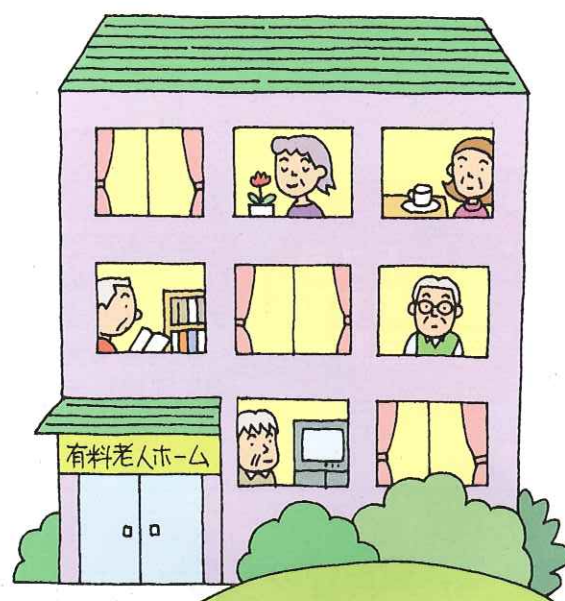
●施設内で実施する介護サービスの提供を外部のサービス事業者にて行う外部サービス利用型（指定介護予防）特定施設入居者生活介護費が導入されました。



要介護 1～5 の人

特定施設入居者生活介護

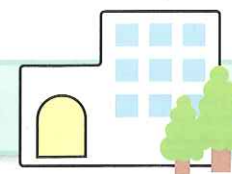
有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。



○特定施設入居者生活介護

() 内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
1 日につき	要介護 1	5,490 円 (549 円)
	要介護 2	6,160 円 (616 円)
	要介護 3	6,830 円 (683 円)
	要介護 4	7,500 円 (750 円)
	要介護 5	8,180 円 (818 円)



施設サービス

※要介護 1～5 の人が利用できます。
(要支援 1・2 の人は利用できません)

施設に入所する

■介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■介護老人保健施設
(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

■介護療養型医療施設
(療養病床等)

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。

施設サービスの費用のめやす

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の 1 割、②食費、③居住費、④日常生活費のそれぞれの全額が、利用者の負担となります。

(例) 1 ヶ月の利用者負担額 2.5 万円から 8.5 万円程度 (食費・居住費を含む)

※短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります。

低所得の人には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費の一定額以上は保険給付されます。対象者は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から利用施設へ給付されます (特定入所者介護サービス費)。

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額 (1 日当たり)

※実際の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められます。

施設における居住費・食費の平均的な費用の額 (基準費用額)	1 日当たりの居住費 (滞在費)				1 日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
	1,970 円	1,640 円	1,640 円 〔介護老人福祉施設と短期入所生活介護 1,150 円〕	320 円	1,380 円

■負担限度額 (1 日当たり)

利用者負担段階	対象となる人 (次のいずれかに該当する場合)	居住費等の自己負担上限額				食費の自己負担上限額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	①市町村民税世帯非課税※1である高齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③境界層該当者※2	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第 2 段階	①本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が年額 80 万円以下 [年金収入のみの場合は年額 80 万円以下] ②境界層該当者※2	820 円	490 円	490 円 (420 円)	320 円	390 円
第 3 段階	①利用者負担第 2 段階に該当しない人 ②境界層該当者※2	1,640 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	320 円	650 円
第 4 段階	第 1・第 2・第 3 段階のいずれにも該当しない人 (市町村民税世帯課税、本人課税)	—	—	—	—	—

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の自己負担上限額は、() 内の金額となります。

※1 市町村民税世帯非課税：世帯主と全世帯員が市町村民税非課税者、または市町村の条例による市町村民税免除者

※2 境界層該当者：本来適用すべき食費・居住費 (滞在費)・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる人



住みなれたまちで暮らしつづける

地域密着型サービス



要支援 1・2 の人 介護予防小規模 多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

※このサービスを利用している間は以下のサービスは併用できません。

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活／療養介護、特定施設入居者生活介護、その他の地域密着型サービス



要介護 1～5 の人 小規模多機能型 居宅介護

■サービス費用のめやす (1 か月につき)

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要支援 1	44,690 円 (4,469 円)
要支援 2	79,950 円 (7,995 円)
要介護 1	114,300 円 (11,430 円)
要介護 2	163,250 円 (16,325 円)
要介護 3	232,860 円 (23,286 円)
要介護 4	255,970 円 (25,597 円)
要介護 5	281,200 円 (28,120 円)



要介護 1～5 の人 夜間対応型 訪問介護

24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

■サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
基本夜間対応型 訪問介護費	1 か月 10,000 円 (1,000 円)
定期巡回サービス	1 回 3,470 円 (347 円)
随時訪問サービス	1 回 5,800 円 (580 円)

など



要介護 1～5 の人 地域密着型特定施設 入居者生活介護

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

■サービス費用のめやす (1 日につき)

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要介護 1	5,490 円 (549 円)
要介護 2	6,160 円 (616 円)
要介護 3	6,830 円 (683 円)
要介護 4	7,500 円 (750 円)
要介護 5	8,180 円 (818 円)

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。地域の実情に合わせて市区町村の裁量で整備する、「地域密着型サービス」を利用しましょう。

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

※「夜間対応型訪問介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」は、鳥栖地区広域市町村圏組合の管内には現在のところありません。



要支援 1・2 の人 介護予防認知症 対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

■サービス費用のめやす (6 時間以上 8 時間未満) 認知症対応型グループホーム等の共用スペースを利用する場合

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要支援 1	4,350 円 (435 円)
要支援 2	4,600 円 (460 円)
要介護 1	4,690 円 (469 円)



要介護 1～5 の人 認知症対応型 通所介護

要介護度	サービス費用
要介護 2	4,860 円 (486 円)
要介護 3	5,030 円 (503 円)
要介護 4	5,200 円 (520 円)
要介護 5	5,370 円 (537 円)



要支援 2 の人※ 介護予防認知症 対応型共同生活介護 (グループホーム)

※要支援 1 の人は利用できません。

認知症高齢者が介護スタッフによる食事、入浴、排せつを受けながら、共同生活する住宅です。

※ショートステイで利用ができる場合もあります (費用は異なります)。

■サービス費用のめやす (1 日につき)

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要支援 2	8,310 円 (831 円)
要介護 1	8,310 円 (831 円)
要介護 2	8,480 円 (848 円)
要介護 3	8,650 円 (865 円)
要介護 4	8,820 円 (882 円)
要介護 5	9,000 円 (900 円)



要介護 1～5 の人 認知症対応型共同 生活介護 (グループホーム)



要介護 1～5 の人 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

■サービス費用のめやす (1 日につき)

多床室を利用した場合

() 内は利用者負担

要介護度	サービス費用
要介護 1	6,390 円 (639 円)
要介護 2	7,100 円 (710 円)
要介護 3	7,800 円 (780 円)
要介護 4	8,510 円 (851 円)
要介護 5	9,210 円 (921 円)

介護サービスを利用したときには費用の1割を支払います

サービスを利用した場合の自己負担

介護（介護予防）サービスを利用したときの利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割です。利用するサービスによって、1割負担とは別に食費・居住費・日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もありますので、利用時には介護保険の窓口を確認しましょう。



●利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限（支給限度額）が決められています。上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

【参考】おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	4万9,700円
要支援2	10万4,000円
要介護1	16万5,800円
要介護2	19万4,800円
要介護3	26万7,500円
要介護4	30万6,000円
要介護5	35万8,300円

※上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

※高額介護サービス費とは

1割の負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。

※鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町に「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」を提出してください。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
一般世帯	3万7,200円
市町村民税世帯非課税	2万4,600円
- 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 - 高齢福祉年金の受給者	個人* 1万5,000円
- 生活保護の受給者 - 利用者負担を1万5,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人* 1万5,000円

*世帯単位でなく、個人単位の上限額になります。

高額医療・高額介護合算制度とは？

みなさんが介護保険のサービスを利用したり、お医者さんにかかったときの自己負担額が高額になったときは、それぞれ月額で限度額が設けられています。更に、それらを合算して年額の限度額が設けられました。限度額を超えた分は、申請して認められると後から支給されますので、みなさんの負担が軽減され、安心して介護や医療のサービスを利用できます。

安心して
利用できます



介護保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額介護サービス費」

医療保険の自己負担額

月額で限度額が設けられています
「高額療養費」

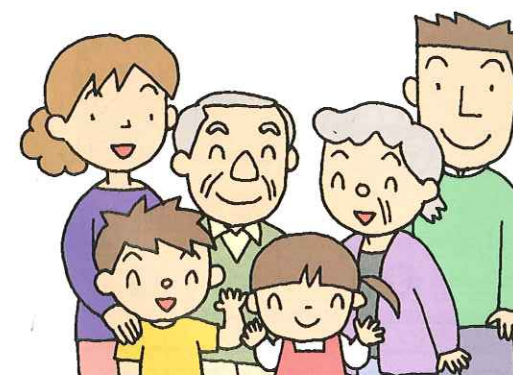
高額医療・高額介護合算制度

それぞれを合算し、
年額で限度額を設けます

限度額は年額で計算されます

平成20年度は、4月1日から翌年7月31日までにかかった自己負担額を合算の対象とします。平成21年度からは、8月1日から翌年7月31日までの分を合算します。詳しくは自己負担限度額の表をご覧ください。

世帯ごとに合算します



介護保険と医療保険の両方に、自己負担額がある世帯を対象とします。食費や居住費、差額ベッド代などは合算の対象となりません。

70歳以上の人はすべての自己負担額を合算の対象にできますが、70歳未満の人の医療保険の自己負担額は、1か月21,000円以上のみを合算の対象とします。



所得や年齢に応じて限度額が決まります

自己負担額を合算した世帯の負担額から、自己負担限度額を引いた分が支給されます。介護保険の分は、自己負担した比率に応じて、それぞれに按分して支給されます。医療保険の分は、その医療保険の方法に応じて支給されます。

自己負担額の合算額から自己負担限度額を差し引いたとき、500円以上となる場合に限り、支給されます。

●世帯の年間での自己負担限度額（平成20年4月1日～平成21年7月31日）

所得区分	介護保険の被保険者と 医療保険の被保険者 (70歳～74歳)	所得区分	介護保険の被保険者と 医療保険の被保険者 (70歳未満を含む)
現役並み所得者	89万円 (67万円)	上位所得者	168万円 (126万円)
一般	75万円 (56万円)	一般	89万円 (67万円)
低所得者Ⅱ	41万円 (31万円)	住民税非課税世帯	45万円 (34万円)
低所得者Ⅰ	25万円 (19万円)		

- 平成21年度は、8月1日から翌年7月31日までの分を合算して（ ）内の自己負担限度額を適用します。平成20年8月以降に負担が集中している場合なども（ ）内の自己負担限度額を適用します。
- 所得区分について、詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。

申請のしかた

- 1 まず、介護保険の担当窓口で「支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を提出します。



- 2 介護保険の担当窓口から「自己負担額証明書」を交付してもらいます。



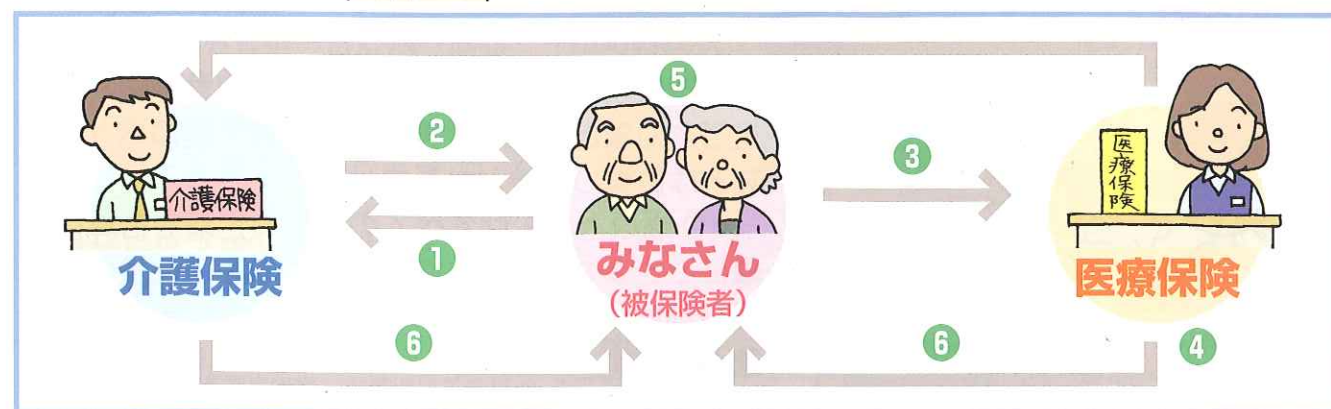
- 3 2でもらった「自己負担額証明書」を添付して、医療保険の担当窓口で支給の申請をします。



- 4 医療保険で支給額の計算をします。

- 5 医療保険から、介護保険へ算出した額を通知します。

- 6 医療保険と介護保険の両方から、みなさんに支給される額が通知され、支給されます。



●市町によって、申請のしかたなどが異なる場合があります。詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。



問い

世帯の構成が変わり、10月から所得区分が変わるのですが、自己負担限度額も変わるのですか？

答え

毎年7月31日に加入している医療保険の所得区分が適用されます。所得の更正や、加入する医療保険が変わった場合などでも同じです。所得区分について、詳しくは市町の担当窓口までお問い合わせください。

問い

同じ世帯内に、国民健康保険の被保険者と職場の健康保険の被保険者がいるのですが、自己負担額を合算してもいいのですか？

答え

合算することはできません。医療保険ごとに一つの世帯とみなすので、それぞれ別に計算することになります。

問い

8月に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移るのですが、計算はどうなるのですか？

答え

国民健康保険分と後期高齢者医療制度分とに分けて、合算せずそれぞれ別に計算することになります。

問い

68歳と72歳の二人世帯なのですが、計算はどうなるのですか？

答え

同じ世帯に70歳～74歳のひとと70歳未満のひとがいる場合は、まず70歳～74歳のひとの限度額を適用します。そのときに残った自己負担額に、70歳未満のひとの自己負担額を合算して、70歳未満のひとの限度額を適用します。

なお、70歳未満の人は21,000円未満の医療保険の自己負担額を合算することはできませんが、70歳～74歳の人は21,000円未満でも合算することができます。

地域支援事業による 介護予防事業のご案内

介護保険で非該当と認定された人や、生活機能が低下していて、介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者に対して介護予防事業を行います。また、一般の高齢者にも健康づくりや生活支援のサービスなどを提供します。

介護予防事業の流れ

生活機能が低下し介護が必要となるおそれがある高齢者をさまざまな方法で早期に把握し、対象者を選定します。

- 医療機関などで、生活機能評価などによって把握
- 主治医、民生委員などの関係機関からの連絡で把握
- 保健師などの訪問活動などによる実態把握
- 要介護認定における非該当者の把握

■ 介護や支援が必要となるおそれのある人

お住まいの各市町が行う
介護予防事業が
利用できます

■ 自立した生活が送れる人

生活に関する総合的な相談や、
生活支援などのサービス
などが利用できます

地域包括支援センターにおいて、保健師等が基本チェックリスト等を用いて対象者の状態を把握、課題を分析した上で、介護予防ケアプランを作成します。



利用できるサービス（介護予防事業）

運動器の機能向上

理学療法士等の指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。

栄養改善

管理栄養士等が、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士等が、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・嚥下機能を向上させる訓練などを行います。



閉じこもり予防・支援

閉じこもりやうつ、認知症は、いずれも地域で行われるさまざまな活動への参加が、状態改善の大きな鍵を握ります。お住まいの各市町が行う各種の健康教室や、介護予防プログラム、ボランティアによる活動などを通じて、予防や支援を行っていきます。

認知症予防・支援

うつ予防・支援

地域包括支援センターとは？

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、※「地域包括支援センター」が設置されました。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職種による「地域包括支援センター運営協議会」が運営にかかわります。

※地域包括支援センターは、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町にそれぞれ1か所ずつ設置されています。(P41 参照)

自立して生活できるよう 支援します

介護予防ケアマネジメント

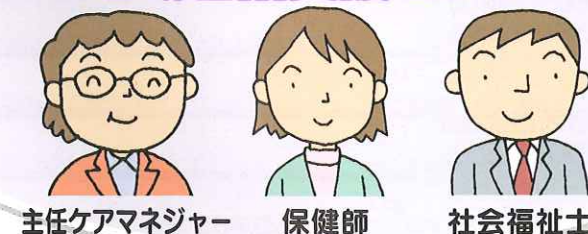
- 要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
- 支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、市区町村が行う介護予防事業を利用できます。

みなさんの権利を 守ります

権利擁護

- みなさんが安心していきいきと暮らせるよう、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー

保健師

社会福祉士

なんでもご相談 ください

総合相談

- 介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療など、なんでもご相談ください。

さまざまな方面から みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

- 暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

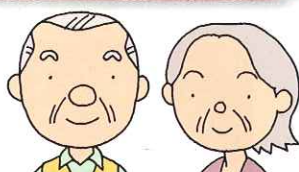
地域包括支援センター運営協議会

- 地域住民の代表等 ■ 医師会 ■ 歯科医師会 ■ 薬剤師会
- 介護保険サービスの関係者 ■ 権利擁護・相談を担う関係者 など

保険料の決め方と納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

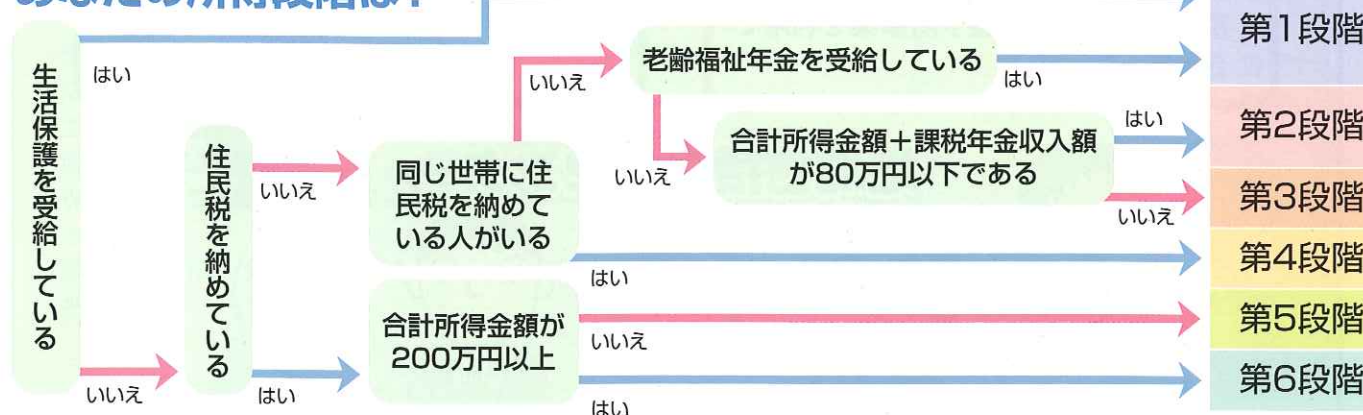
わたしたちの住むまちの介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）の19%分に応じて、65歳以上の人々の保険料の基準額が決まります。



決め方

その基準額をもとに、所得段階別の保険料が決められます。平成18年度から、所得が低い人の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階を見直しました。

あなたの所得段階は？



段階

第1段階

第2段階

第3段階

第4段階

第5段階

第6段階

納め方

年金が年額18万円以上の人

特別徴収

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。



老齢基礎年金・厚生年金などの老齢（退職）年金のほか、遺族年金、障害年金も特別徴収の対象となります。

年金が年額18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書にもとづき、介護保険料を鳥栖地区広域市町村圏組合に個別に納めます。



鳥栖地区広域市町村圏組合が送付する納付書を持って、鳥栖地区広域市町村圏組合指定の金融機関で納付します。

ポイント

◆平成17年度税制改正の影響で、市町村民税が非課税だった人が新たに課税となり、所得段階が上昇した人の保険料負担が急激に増えるのを避けるため、平成18年度～平成20年度について保険料を下るの表の金額より引き下げる措置があります（激変緩和措置）。

65歳以上の人（第1号被保険者）の基準額

基準額
(年額)

=

市町の介護サービス総費用+地域支援事業費のうち第1号被保険者負担分（19%）

市町の第1号被保険者数

保険者によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数は異なりますから、基準額も保険者ごとに異なります。

対象者	保険料率	平成18～20年度保険料
●老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市町村民税非課税の場合 ●生活保護の受給者	基準額×0.5	26,136円/年(2,178円/月)
本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	26,136円/年(2,178円/月)
本人および世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	39,204円/年(3,267円/月)
本人が市町村民税非課税（世帯内に市町村民税課税者がいる場合）	基準額	52,272円/年(4,356円/月)
本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	65,340円/年(5,445円/月)
本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	78,408円/年(6,534円/月)

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに見直されます。

特別徴収の人は

前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、4・6・8月と10・12・2月に区分されます。4・6・8月は仮の保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は、6月以降に確定する前年の所得などをもとに、本年度の保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いて調整された金額を10・12・2月に振り分けて納付します（本徴収）。

なお、平成18年10月から、年度途中で65歳になった人や、年度途中で他の市区町村から転入してきた人などについても、一定期間経過後すみやかに特別徴収へ切り替えられることになりました。

前年度	本年度
10月 12月 2月	4月 6月 8月 10月 12月 2月
本徴収	仮徴収 本徴収

仮の保険料額を納めます。

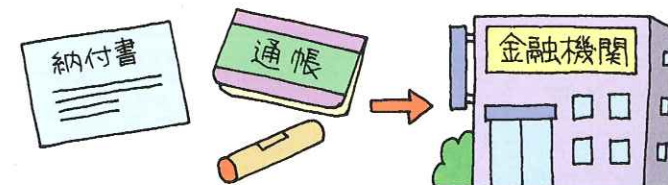
前年の所得をもとにした保険料から仮徴収分を除いた額を納めます。

普通徴収の人は

口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印鑑（通帳届け出印）

これらを持って鳥栖地区広域市町村圏組合指定の金融機関で手続きを。





40歳から64歳の人(第2号被保険者)の保険料

国民健康保険に加入している人の保険料は市町の国民健康保険税(料)の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

第2号被保険者の所得に応じて計算 + 世帯の第2号被保険者の数に応じて計算 + 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらか計算

※介護保険料と国民健康保険税(料)の賦課限度額は別々に決められます。 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。

医療保険分(国民健康保険)と介護保険分をあわせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分を負担します。

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

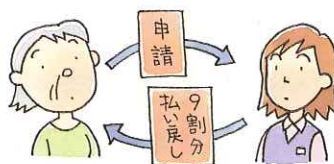
※40歳から64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

保険料を納めないでいると「給付制限」がかかります。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上
滞納すると

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付(費用の9割)が支払われる形となります。



1年6か月以上
滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなったり、なお滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。



2年以上
滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなることがあります。



納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

減免等

災害等の特別な事情など※で保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収猶予や減免が受けられることがありますので、鳥栖地区広域市町村圏組合またはお住まいの各市町の介護保険担当窓口までご相談ください。

※平成15年度から資産を活用してもなお生活が困窮している状態にある人において、減額される場合があります。

事業所一覧

● 居宅介護支援

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

居宅介護支援事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
○	鳥栖市中央在宅介護支援センター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
○	真心の園 在宅介護支援センター	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-6305
○	ひまわりの園 居宅介護支援事業所	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
○	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	841-0051	鳥栖市元町1228番地1	0942-83-7151
○	今村病院居宅介護支援事業所	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-1608
○	ふれあい ケアマネージメントサービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地12	0942-85-1440
○	JA福祉ケアプランサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
○	山津ケアプランサービス	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
○	けいしん居宅介護支援センター	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-84-6128
○	医療法人真正会古賀医院ケアサービス	841-0071	鳥栖市原古賀町609番地2	0942-83-3457
○	居宅介護支援事業所ほほえみ	841-0025	鳥栖市曾根崎町2382番地	0942-87-3032
○	居宅介護支援事業所ろくじゅかん	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-4316
○	いずみケアプランサービス	841-0047	鳥栖市今泉町2446番地	0942-82-8025
○	お元気村ケアプランサービス	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3216
○	三輪堂ケアプランサービス	841-0051	鳥栖市元町1086番地	0942-83-2281
○	居宅介護支援事業所すこやか	841-0072	鳥栖市村田町53番地8	0942-81-1665
○	ニチイケアセンター鳥栖	841-0051	鳥栖市元町1376番地1 鳥栖シティビル1F	0942-87-9357
○	寿楽園 居宅介護支援事業所	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
○	夢の里 ケアマネージメントサービス	849-0102	三養基郡みやき町大字猿原1116番地1	0942-94-5007
○	居宅介護支援事業所 なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字猿原4260番地	0942-94-9215
○	マネージメントサービス さわやか	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾644番地	0942-81-6164
○	居宅介護支援事業所ひまわり	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1427番地4	0942-81-9070
○	花のみねケアプランサービス	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
○	ケア・マネージメントサービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4616
○	上峰町社協居宅介護支援事業所	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田107番地2	0952-52-4930
○	三樹病院居宅介護支援事業所	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7285
○	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050
○	有限会社 介護家事サービス鳥栖	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所2458番地20	0952-51-1255
○	ぽっかぽか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100

指定介護予防支援事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
△	鳥栖市地域包括支援センター	841-8511	鳥栖市宿町1118番地 鳥栖市社会福祉課	0942-85-3554
△	基山町地域包括支援センター	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦666番地 基山町健康福祉課	0942-92-7964
△	みやき町地域包括支援センター	849-0102	三養基郡みやき町大字猿原1003番地1 みやき町中原保健センター	0942-94-5583
△	上峰町地域包括支援センター	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所383番地1 上峰町健康増進課	0952-52-2181

●在宅サービス

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

訪問介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	841-0051	鳥栖市元町1228番地1	0942-83-0302
◎	ひまわりの園ホームヘルプサービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
◎	鳥栖市中央ホームヘルプステーション	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
◎	真心の園 ホームヘルプステーション	841-0076	鳥栖市平田町3106番地8	0942-81-1661
◎	指定訪問介護 すこやか	841-0072	鳥栖市村田町53番地8	0942-81-1665
◎	JA福祉ホームヘルプサービス	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
◎	ケアサポート草の根	841-0052	鳥栖市宿町965番地1三恵ビル1階	0942-81-4755
◎	ヘルプステーションいずみ	841-0047	鳥栖市今泉町2446番地	0942-82-8025
○	ケアサポートスマイル	841-0011	鳥栖市永吉町636番地6	0942-87-9421
◎	ニチイケアセンター鳥栖	841-0051	鳥栖市元町1376番地1 鳥栖シティビル1F	0942-87-9357
◎	ヘルプステーションすみれ	841-0011	鳥栖市永吉町782番地17	0942-87-3520
◎	医療法人社団三善会山津ヘルプステーション	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560
○	株式会社 鳥栖構内タクシー	841-0061	鳥栖市轟木町1836番地	0942-83-4101
◎	ヘルプステーションつばき	841-0042	鳥栖市酒井西町607番地	0942-83-4445
◎	ぼっかぼか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100
◎	寿楽園 ホームヘルプサービス	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	中原たすけあいの会指定訪問介護事業所	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀6706番地2	0942-94-9107
◎	ヘルプステーション なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9214
◎	みやき町ホームヘルプサービス	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾644番地	0942-81-6161
◎	訪問介護サービスひまわり	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1427番地4	0942-81-9070
◎	ホームヘルプサービスチーム 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-51-4617
○	有限会社 介護家事サービス鳥栖	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所2458番地20	0952-51-1255

訪問入浴

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	真心の園 訪問入浴	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-0818
◎	訪問入浴介護サービス ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
◎	ふれあい訪問入浴サービス	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地12	0942-85-1441
◎	訪問入浴サービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

訪問看護（ステーション）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	訪問看護ステーション ふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地12	0942-85-1441
◎	医療法人せとじまクリニック訪問看護ステーションセントポーリア	841-0048	鳥栖市真木町1974番地4	0942-87-5008
◎	訪問看護ステーション 寿楽	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626

通所介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
◎	鳥栖市中央デイサービスセンター	841-0037	鳥栖市本町3丁目1494番地10	0942-85-3666
◎	真心の園 デイサービスセンター	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-0818
◎	デイサービスセンター元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2789
◎	今村病院デイサービスセンター	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-83-8787
◎	デイサービスセンター「ほほえみ」	841-0025	鳥栖市曾根崎町2382番地	0942-87-3032
◎	JA福祉デイサービスセンター	841-0012	鳥栖市田代昌町24番地	0942-81-5333
○	デイサービスセンターお元気広場	841-0052	鳥栖市宿町1108番地5	0942-84-3226
◎	デイサービスけいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1125
◎	デイサービスセンター緑寿館	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-7553
◎	デイサービスセンターあさひ	841-0066	鳥栖市江島町1880番地1	0942-82-2396
◎	医療法人社団三善会デイサービスセンター善	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3560

通所介護

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	特定非営利活動法人与自然とさくさん宅幼老所とす	841-0012	鳥栖市田代昌町7番地	0942-84-8087
◎	ぼっかぼか・ハートケア鳥栖	841-0066	鳥栖市儀徳町2603番地1	0942-81-3100
◎	寿楽園 デイサービスセンター	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	医療法人なるお内科小児科けやき台デイサービス	841-0205	三養基郡基山町けやき台1丁目33番地8	0942-81-7083
◎	デイサービスセンター さわやか	849-0113	三養基郡みやき町大字東尾644番地	0942-89-1875
◎	デイサービスセンターひまわり	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1918番地1	0942-81-9091
◎	花のみね デイサービスセンター	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3572
◎	デイサービス なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
◎	中原たすけあいの会指定通所介護事業所	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀6706番地2	0942-94-9107
◎	寄り合いステーションさくら坂	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7471番地	0942-94-2071
◎	花のみね式番館デイサービスセンター	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
◎	特定非営利活動法人みやき地域ステーションはれ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁2484番地18	0942-89-3822
◎	デイ・サービスセンター 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-6961
◎	かみみねデイサービスセンター	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田102番地2	0952-51-1773
◎	つどいデイサービスセンター	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所3153番地1	0952-55-8121
◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050

通所リハビリテーション ◎ 通所介護ふれあいの家秋葉 841-0036 鳥栖市秋葉町一丁目1006番地2 0942-87-7123

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	三輪堂医院デイケアセンター	841-0051	鳥栖市元町1086番地	0942-83-2281
◎	松岡病院デイケアセンター ひまわり倶楽部	841-0074	鳥栖市西新町1422番地	0942-83-6688
◎	通所リハビリテーションセンターまごころ	841-0056	鳥栖市蔵上二丁目210番地	0942-87-5002
◎	通所リハビリテーションさいわい	841-0062	鳥栖市幸津町1761番地1	0942-83-6800
◎	石橋整形外科デイケアセンターつばさ	841-0014	鳥栖市桜町1465番地1	0942-82-7751
◎	通所リハビリテーションふれあい	841-0035	鳥栖市東町1丁目1059番地16	0942-85-1446
◎	通所リハビリテーション「いまむら」	841-0061	鳥栖市轟木町1523番地6	0942-81-3018
◎	デイケアなないろ	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-84-6119
◎	寿 夢 の 郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
◎	あおぞらデイケアセンター	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	通所リハビリテーション「楽しみ」	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1331番地9	0942-81-9188
◎	夢 の 里	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488
○	三樹病院通所リハビリテーション明日葉	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281
△	三樹病院通所グリーン明日葉	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所276番地1	0952-52-7281

指定福祉用具貸与・販売

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	有限会社 丸信	841-0037	鳥栖市本町1丁目919番地	0942-83-2420
◎	株式会社 ハートウェル佐賀店	841-0074	鳥栖市西新町1422番地209	0942-81-5767
◎	株式会社 江田建設	841-0025	鳥栖市曾根崎町1446番地1	0942-82-1615
◎	サポート中九州	841-0026	鳥栖市本鳥栖町834番地3	0942-84-7765

指定短期入所生活介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	真心の園 ショートステイ	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-2301
◎	ひまわりの園短期入所サービス	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
◎	寿楽園 短期入所サービス	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	ショートステイ なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
◎	ショートステイ 花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
◎	ショートステイ花のみね式番館	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
◎	ショートステイサービス 野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655
◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-7970

指定短期入所療養介護

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
◎	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
◎	医療法人啓心会 啓心会病院	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-83-1030
◎	古賀病院	841-0033	鳥栖市本通町一丁目855番地10	0942-83-3771
◎	あおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	きやま高尾病院	841-0203	三養基郡基山町大字園部270番地1	0942-92-4860
◎	夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

指定特定施設入居者生活介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	介護付有料老人ホーム南風	841-0066	鳥栖市儀徳町2238番地1	0942-84-6020
◎	介護付有料老人ホーム南風2番館	841-0047	鳥栖市今泉町2395番地1	0942-80-0022
◎	介護付有料老人ホーム百楽仙	841-0056	鳥栖市蔵上4丁目292番地	0942-87-5557
◎	ケア付有料老人ホームばんざい	841-0073	鳥栖市江島町3388番地1	0942-83-2286
◎	ケアハウスあおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
◎	ケア付有料老人ホームケアライフ花のみね	840-1101	みやき町大字西島3154番地1	0942-96-3877

施設サービス

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

区分	施設名	〒	所在地	電話番号
○	真心の園	841-0076	鳥栖市平田町3106番地23	0942-82-2301
○	ひまわりの園	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-81-5125
○	寿楽園	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
○	なかばる紀水苑	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原4260番地	0942-94-9211
○	花のみね	840-1101	三養基郡みやき町大字西島2730番地1	0942-96-3377
○	花のみね寺番館	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈5919番地	0942-89-1855
○	野菊の里	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1896番地	0952-52-4655

介護老人保健施設

区分	施設名	〒	所在地	電話番号
○	寿夢の郷	841-0044	鳥栖市高田町205番地1	0942-84-5888
○	あおぞら	841-0203	三養基郡基山町大字園部2307番地	0942-92-2626
○	夢の里	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原1116番地1	0942-94-4488

指定介護療養型医療施設

区分	施設名	〒	所在地	電話番号
○	医療法人社団三善会 山津医院	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-84-0011
○	医療法人啓心会 啓心会病院	841-0024	鳥栖市原町670番地1	0942-83-1030
○	古賀病院	841-0033	鳥栖市本通町1丁目855番地10	0942-83-3771
○	きやま高尾病院	841-0203	三養基郡基山町大字園部270番地1	0942-92-4860



地域密着型サービス

◎は介護予防事業所・介護事業所 ○は介護事業所 △は介護予防事業所

認知症対応型通所介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	ひまわりの園デイサービスセンター	841-0018	鳥栖市田代本町924番地1	0942-84-5737
◎	デイサービスセンターほほえみ夢工房	841-0016	鳥栖市田代外町612番地7	0942-83-0186
◎	ぬくもいホームふれ愛・みやき	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1695番地3	0942-81-9108

小規模多機能型居宅介護

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	小規模多機能介護事業所いちょうの樹どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2977番地3	0942-87-7007
◎	春風	841-0201	三養基郡基山町大字小倉306番地2	0942-48-5336

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

区分	事業所名	〒	所在地	電話番号
◎	グループホーム 大樹	841-0081	鳥栖市萱方町270番地	0942-87-3561
◎	グループホーム ひまわり	841-0011	鳥栖市永吉町599番地1	0942-85-2250
◎	グループホーム お元気ハウス	841-0052	鳥栖市宿町1399番1	0942-84-3216
◎	グループホーム「安心」いまむら	841-0061	鳥栖市轟木町1574番地	0942-84-4577
◎	グループホーム けいしん	841-0022	鳥栖市飯田町69番地1	0942-81-1185
◎	グループホーム「つくしの菴」	841-0063	鳥栖市下野町1391番地3	0942-83-4023
◎	グループホーム こもれび	841-0012	鳥栖市田代昌町462番地1	0942-87-3456
◎	グループホーム すむのさと	841-0044	鳥栖市高田町206番地1	0942-84-5888
◎	ニチイのほほえみ鳥栖	841-0032	鳥栖市大正町703番地1	0942-81-5161
◎	グループホームマーブルくらのうえ	841-0056	鳥栖市蔵上3丁目304	0942-87-5558
◎	グループホーム 喜楽	841-0005	鳥栖市弥生が丘1丁目31番地	0942-81-5550
◎	グループホーム さくらの樹	841-0005	鳥栖市弥生が丘4丁目22番地	0942-82-5777
◎	グループホーム なの花	841-0014	鳥栖市桜町1424番地7	0942-87-8528
◎	グループホーム どうあん	841-0084	鳥栖市山浦町2975番地5	0942-81-2022
◎	グループホーム 元気	841-0061	鳥栖市轟木町1473番地	0942-84-2789
◎	グループホーム めぐみ	841-0066	鳥栖市儀徳町2907番地1	0942-48-1033
◎	グループホーム みどりヶ丘	841-0084	鳥栖市山浦町2621番地1	0942-87-3232
◎	グループホーム 喜楽Ⅱ	841-0005	鳥栖市弥生が丘2丁目6番地	0942-83-8855
◎	原古賀紀水苑	841-0071	鳥栖市原古賀町854番地	0942-84-6427
◎	グループホーム 風のふく丘三ヶ敷	841-0203	三養基郡基山町大字園部413番地2	0942-81-7814
◎	グループホーム クオーレ基山	841-0204	三養基郡基山町大字宮浦885番地6	0942-81-7455
◎	グループホーム いっぱ	849-0102	三養基郡みやき町大字簗原3067番地2	0942-94-9188
◎	グループホーム 和が家	849-0114	三養基郡みやき町大字中津隈3864番地	0942-89-2133
◎	グループホーム ありがとー	840-1102	三養基郡みやき町大字天建寺2096番地3	0942-81-9181
◎	グループホーム「安心」いちたけ	840-1106	三養基郡みやき町大字市武1234番地	0942-96-4737
◎	グループホーム「安心」しらかべ	849-0111	三養基郡みやき町大字白壁224番地4	0942-89-3007
◎	グループホーム ひまわりの郷	840-1105	三養基郡みやき町大字寄人1997番地1	0942-81-9097
◎	グループホーム「安心」なかばる	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀190番地3	0942-94-5331
◎	グループホーム きらら	849-0101	三養基郡みやき町大字原古賀7470番地3	0942-94-9222
◎	グループホーム のぎく	849-0122	三養基郡上峰町大字前牟田1949番地	0952-52-4973
◎	グループホーム「安心」かみみね	849-0124	三養基郡上峰町大字堤620番地1	0952-53-5735
◎	グループホーム さくらんぼ	849-0124	三養基郡上峰町大字堤1907番1	0952-52-0208
◎	さがケアセンターそよ風	849-0123	三養基郡上峰町大字坊所1523番地53	0952-55-6050

お問い合わせは

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

要介護・要支援認定に関すること……認定係

保険料に関すること……………業務係

給付に関すること……………給付係

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1

☎0942-81-3315 FAX.0942-81-3316

ホームページアドレス：<http://www.kttnet.co.jp/tosukaigo/>

鳥栖地区介護支援専門員協議会
鳥栖地区訪問介護事業所連絡協議会
鳥栖地区高齢者グループホーム事業所連絡協議会

合同ホームページアドレス

<http://www.tosukaigo.com/>